



冤罪・布川国賠ニュース

第35号 2019.7.25

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

★★★お知らせ★★★

布川国賠を支援する会「第8回総会」

8月10日(土)14:00~16:30

日比谷図書文化館 4F スタジオプラス (小ホール)

内容

- ・活動報告、会計報告、活動方針決定
- ・弁護団報告

布川国賠弁護団長 谷萩陽一 弁護士

懇親会 17:00~19:00
ballo ballo 虎ノ門
(飯野ビル1階)
会費 3500円



「これからの闘い」

桜井昌司

最高裁が大崎事件に対して行った決定は、最悪、最低の中味でした。

検察の上告は理由に当たらないと言いながら職権で調べると一転し、最終的には「共犯者などの供述は相応に強固だ」として再審開始決定の取り消しを言いますが、ならば、弁護人の話を聞く機会を作るのが取り消しに至るルールであるはず。それをしなかったのは、再審開始決定の検察上告で弁護士意見公判となれば取り消し前提。となれば社会的反発を招く。騒がれないように、いきなり取り消した、という筋書きが見えて、まるで忖度政治や忖度社会と同じ薄汚さ感じて背筋が寒くなる決定でした。

昨年の東京高裁袴田事件での大島隆明決定と同じく、この最高裁判決定は司法の自殺行為です。絶対に許されない不当の決定です。

大崎事件を知る人ならば、原口アヤ子さんを有罪とした共犯者とされた人たちの「自白」は、全く一貫性がないし、それを行動として検証すると成立しないことを知っています。「こう言われて、こうした、ああした」と語る、その話が行動にして見ると成立しないのですから嘘でしかないのです。

あれこれの弁明を重ね、「この再審開始決定を取り消さなければ著しく正義に反する」と最高裁決定は言いますが、著しく正義に反するのは、最高裁決定そのものですし、第1小法廷の裁判官の存在です。このような裁判官が存在するからこそ、日本では冤罪が絶えないし、警察や検察が犯罪行為をしてまで冤罪を作るのだと思います。

こうした裁判官の存在を許してはならない。

私の国賠裁判は、正義を旗印とする裁判は、絶対的な正義と真実に基づいて行うものであって欲しいと願い、嘘を語り、事情をねじ曲げる警察と証拠隠しの検察を追及して来ました。今の司法システムの誤りを明らかにする闘いでしたが、誤りは警察と

検察だけにあるのではなく、裁判所自身にもあり、それが最大の癌であることを、今回の大崎事件の最高裁決定は教えました。

人権、人権と騒ぐよりも、もつと大事な国家のために命を投げ出す覚悟を、などと語る政治家たちが増えて、ますます正義や真実を求める闘いは困難になるかも知れませんが、こんな時だからこそ、一途に、愚直に、真っ直ぐに人権を大事にし、冤罪を正せ、間違いを許すな！と声を上げることが大切だと、私は思ってます。

自分の明日がどうなるかを思い知らず、我が身には縁のないこととして、今の世の不正に目を閉ざしている人たちも、明日に不正を我が身として体験すれば、必ずや我々の仲間となります。固い同士になるのです。

1人ひとりの命が粗末にされる時代なればこそ、絶対に許されてはならない冤罪が見逃されます。私の高裁での闘いは、もちろん勝ちますが、勝つ闘いをした上、冤罪を見逃し、それで良しとする存在との闘いもする必要があります。

この3月に結成しました冤罪犠牲者の会は、まだ初動の動きしかしていませんが、全国の冤罪仲間から入会の問い合わせが来ています。まだ声を上げていない冤罪犠牲者は多いと思いますが、この仲間たちと力を合わせて冤罪犠牲者自身の声で司法システムの誤りを正したいと思います。

大崎事件の理不尽な最高裁決定は、裁判所に存在する真面目な裁判官こそ、もっと衝撃を受けたはずで、裁判官として恥ずかしいと感じたはずで、絶望的に思える時は、もう希望が生まれている！と私の闘いは教えます。人間の良心を信じて、遣り甲斐のある困難を突破しましょう！

皆さん、これからもお力添えください！

「布川国賠東京地裁判決を読んで」

豊崎七絵（九州大学教授）

1 はじめに

（1）2019年5月27日、布川事件国家賠償請求訴訟にかかる東京地裁判決（以下、本判決という）による勝訴の一報は、冤罪・再審問題にたずさわる人々を大いに沸かせた。

その1週間前、再審法改正を目指す集会でお目にかかった桜井さんは、「勝つことしか考えていません」と笑顔でおっしゃった。その姿は、再審開始決定言渡し前夜、「勝ちます」と胸を張る桜井さんの姿と重なってみえた。今回の勝訴で、桜井さんの勝利宣言がまたも現実のものとなったことは、本当に素晴らしいというほかない。

（2）他方、本判決の内容自体については、是の側面と非の側面、それぞれを冷静に観る必要がある。特に控訴に対抗し、より優れた高裁判決を得るには、そして日本の刑事司法改革を展望するためにも、このような姿勢は不可欠であろう。

以下、争点を網羅的に取り上げるものではないが、本判決の特徴を考察する。

2 違法行為の認定を導いた手法——明らかな違法とその裏付け

本判決は、警察官による、偽計による取調べ、記憶喚起の限度を超える誘導的な取調べ、そして偽証について、その違法性を認めた。もっとも、これは裁判所が特別に高い見識を持っていたからではない。すなわち、そのような取調べや証言が違法であること自体は明白であるところ、「そのような違法な取調べや証言は行っていない」という言い抜けが許されない、重要な裏付けが見い出されたことによ

って、いわば当然のことが認められたというものである。

まず偽計による取調べと偽証については、それ自体が違法であることに争いはない。そうすると問題は、実際に偽計が用いられ、虚偽の証言がなされたか、その立証いかんに集約されるどころ、本件では、桜井さんの手記や手紙、そして第二次再審請求審で開示された録音テープが、重要な裏付けの役割を果たした。桜井さんの獄中からの訴え、そして再審弁護団による証拠開示に向けた粘り強い努力が、今回の国賠で、立派な証拠として結実し、活かされたのである。

また誘導的な取調べについても、「記憶を喚起するという限度を超えた」となれば違法といわざるを得ないところ、検察官供述が裏付けとなり得た点で、立証の点がクリアされた。

したがって、これらの違法性について、裁判所の判断は「手堅い」。

2 違法行為の否定を導いた手法——従来の捜査・訴追実務の追認

（1）もっとも、かかる裁判所の「手堅さ」は、①従来の捜査・訴追実務を所与の前提として、違法性が認められる規準自体を高く設定し、違法性を否定する、あるいは、②決定的な裏付けがなければ違法捜査・訴追の存在を認定しない、という本判決の基本的な判断手法にも繋がっている。以下、身体拘束に関する若干の例を挙げたい。

（2）①の例として、別件逮捕・勾留の違法性判断が挙げられる。本判決は、別件の非軽微性や、別件の同種余罪の捜査・取調べの必要性を挙げて「違法ということはできない」という。

しかし別件逮捕・勾留の違法性は、別件との関係（別件基準説）ではなく、本件との関係で当該逮捕・勾留が違法か否か、実質的に判断されるべきである（本件基準説）。この点、本判決は、茨木県警が本件取調べ目的を有していたことがうかがわれるとし

ながら、別件との関係を前面に押し出すことで、違法性判断を回避した。

また逮捕・勾留という身体拘束は、現行法上、逃亡防止・罪証隠滅防止を目的にするものであって、捜査・取調べ、ひいては検察官による起訴・不起訴のふり分けを目的にするとの規定はどこにもない。ゆえに、百歩譲って別件との関係に目を向けたとしても、本判決のように、別件の、否、別件それ自体ですらなく、余罪の捜査・取調べまで持ち出して、逮捕・勾留を合理化しようというのは承服できない。たとえ捜査官がそのような捜査・取調べを行う必要があると考えたとしても、逮捕・勾留の必然性はない。すなわち、被疑者は在宅である一方、捜査官は可能な範囲で独自に捜査し、必要があれば任意の取調べに臨めばよい。

「被疑者は、その逮捕・勾留された状態を利用して、取り調べるのがよい」という発想自体、被疑者を取調べの客体に貶め、取調べ中心主義という捜査実務を合理化する淵源であるところ、本判決は、そのような発想に囚われている。

(3) また①と②が合わさった例として、すなわち違法性の規準を高く設定し、その結果、立証も困難にさせる例として、代用監獄への逆送にかかる検察官の同意請求の違法性判断が挙げられる。本判決は、「検察官が、警察官による原告及び杉山に対する具体的な取調べの状況を把握し、それが違法なものであるという認識を有していたことを認めるに足りる証拠はない」という。

しかし、逆送は異例の事態であるから、「公益の代表者としての責務を負っている」検察官は、同意請求する以上、むしろ「具体的な取調べの状況を把握」することが積極的に要求されるというべきである。そうであるならば、「原告及び杉山を逆送する合理的な理由はうかがわれない」にもかかわらず、検察官が同意請求した点に、「不適切」というにとどまらず、違法性を認めることができるのではないか。

もっとも、本来、「取調べ」が「違法なものである」か否かに拘わらず、逆送が取調べ目的で行われたこ

と自体、端的に違法とされなければならない。身体拘束は取調べを目的とするものではないからである。

3 証拠開示にかかる判断の明暗——裁判所の二面性

(1) 他方、本判決が、確定審での検察官の証拠隠しの違法性を認めたことは、当時の証拠開示にかかる制度的欠落や判例・実務の状況に照らしてみると、画期的であるようにみえる。

すなわち本判決は、「公益の代表者として、事案の真相を明らかにする職責を負っている」検察官は、①「裁判の結果に影響を及ぼす可能性が明白であるものについては、被告人に有利不利な証拠を問わずに法廷に顕出すべき義務を負う」、②「被告人又は弁護人から、具体的に開示を請求する証拠が特定された証拠開示の申立てがあったような場合には」、「開示をしない合理的理由がない場合には」、「開示義務を負う」とした。

さらに本判決は、③「被告人は、刑事裁判における当事者であって、刑事裁判の結果に最も強い利害関係を有する者というべきところ、その結果を左右する証拠の開示について」、「法律上保護された利益を有する」とした。

そして本判決は、本件について、検察官に義務違反があったことを認めたのである。

(2) 上述①②③のうち、①と②は、公判前整理手続における証拠開示制度もない当時の状況に照らしてみれば、検察官の開示義務について踏み込んだ判断であり、多くの注目を集めるであろう。

そのうえで、しかし強いていえば、刑訴法1条と検察庁法4条から導かれる検察官の義務という考え方は、①と②に表れている通り、全面開示とはななお一線を画すから、被告人の憲法上の権利——公正な裁判を受ける権利——としての全面開示論によって、これを乗り越える必要がある。

このような問題意識からは、③が重要であるようにみえる。なるほど、③の「法律上保護された利益」

は、なお「憲法上保護された利益」にまで高められたものではない。しかし裁判所が、「証拠開示は、被告人にとって、どのような意義を持つか」という視点を持ったこと自体は、評価に値する。なぜなら、市民の立場で事象を捉えることによって、あらゆる憲法上の権利は生成してきたからである。

(3) それにしても、証拠開示についてこのような判断に踏み込むほど、裁判所を突き動かしたものは何か。これについて、近時の証拠開示制度の進展というだけで、説明できないように思われる。なぜなら、裁判所は当時の制度的欠如や判例・実務を形式的に援用し、一刀両断することも可能だったからである。

踏み込んだ判断を実質的に導いたもの、それは、再審請求審での証拠開示の成果でなかったか。すなわち裁判所は、それまで隠されていた証拠を眼前にして、いかに開示が必要であったか、いかに検察官は虚偽を述べていたか、まざまざと実感せざるを得なかったからではないか。

そうであるとするれば、本判決が、再審請求審での証拠開示の違法性について、一転して消極的であったことは、大変不可解であるように見える。すなわち本判決は、「検察官が、再審請求審において、有罪判決確定者の弁護人らによる証拠開示請求に協力すべき職務上の法的義務を負っているとまでは解し難 [い]」というのである。

(4) しかし、このような裁判所の二面性こそ、警戒を怠らず、克服しなければならない課題というべきであろう。本判決は、再審請求審における証拠開示だけでなく、再審にかかる検察官の活動全般について、その違法性を認めることはなかった。

裁判官の多くは、再審事件を担当したことがない。刑事裁判官ですら同様である。つまり裁判官といっても、再審にかかる問題の所在を、よく分かっていない。また、仮に担当することになっても、通常審の事件ほど熱心に取り組もうとはせず、自身の裁量に基づく扱いで足りると考える。したがって裁判所

は、その裁量権を危うくするものでもない限り、検察官の活動について、なかなか違法性を認めない。また再審公判のあり方についても、表面的な捉え方しか、しない。再審にかかる本判決のくだりを改めて読んでみれば、違法性がないという結論が述べられているだけで、何ら実質的な理由は示されていない。

確かに、本判決は確定審の控訴審判決で無罪判決が宣告されて釈放された蓋然性が高いと判断したものであるから、再審に関する判断は傍論である。しかし、このような裁判所の再審に対する法意識を改めさせるにはどうしたらよいか、再審に関心を持つ者としては考えざるを得ない。「裁判官が再審を分かっていると思って臨むべきではなくて、再審は何のためにあるかというところから裁判官に説明していかなければならない」(小田中聰樹『気概』(日本評論社、2018年)122-123頁)というほかない。もちろん再審法の改正も不可欠である。

4 おわりに

布川事件は日本刑事司法の構造的問題のオンパレードであるといわれてきた。本判決はその一端に触れたものの、道半ばである。控訴審での闘いが、裁判所をさらに覚醒させることを祈念している。

※豊崎七絵先生は布川国賠を支援する会代表委員のひとりです。布川再審の頃から現地調査に参加されたこともあり、長く布川事件にかかわって来られています。

★★★お知らせ★★★

「東京高裁の担当部裁判長が決まりました！」

東京高裁第 20 民事部村上正敏裁判長
また、付帯控訴状を提出の予定です

「東京高裁での闘いに向けて!!

総決起集会」

11 月 15 日(金)19:00～21:00
日比谷図書文化館地下大ホール

【内容】

- ・ 弁護団報告 福富美穂子弁護士
- ・ 講演「布川国賠東京地裁判決について」
(仮題)

指宿信 成城大学教授

- ・ 桜井昌司 「唄と語り」

日弁連人権大会プレシンポジウム

「えん罪を生まない刑事司法の実現のために」

～取調べの立会いと再審改革を中心に～

8 月 31 日(土)13:30～16:30

会場 茨城県立青少年会館

(水戸市緑町 1-1-18)

◆プログラム

- 1 冤罪被害者からの報告
桜井昌司さん
青木恵子さん
二本松進さん
- 2 諸外国における取調べの立会いについて
西村健弁護士
- 3 あるべき再審制度への改革に向けて
塚越豊弁護士
- 4 パネルディスカッション
桜井昌司さん、青木恵子さん
二本松進さん、
西村健弁護士、塚越豊弁護士
コーディネーター 谷萩陽一弁護士

★布川国賠を支援する会の東京高裁での闘い
をご支援ください！

- ・ 年会費 1 口 1000 円／1 年
- ・ 郵便振替
口座番号 00170-8-485425
口座名 布川国賠を支援する会
- ・ 三井住友銀行 高田馬場支店（普通預金）
口座番号 4711084
口座名 布川国賠を支援する会（「フカワコクバ イエンヌカイ」）
※会員拡大をお願いします！

当面の行動予定

- 8 月 10 日(土)14:00～布川国賠を支援する会総会
(日比谷図書文化館 4 階小ホール)
- 10 月 3 日(金)日弁連人権擁護大会(徳島市)
- 11 月 15 日(金)19:00～東京高裁に向けての総決起集会
(日比谷図書文化館地下大ホール)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-26-12 高田馬場ビル 405 号室
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798 ホームページ：
<https://fukawakokubai.jimdo.com/>
E-mail: kwntp153@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏